

茅ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市条例第11号

茅ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市印鑑条例（昭和50年茅ヶ崎市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第16条中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。